【表紙】

【発行登録追補書類番号】24 - 関東162 - 1【提出書類】発行登録追補書類【提出先】関東財務局長【提出日】平成24年10月17日【会社名】株式会社ニフコ【英訳名】NIFCO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 利行

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町184番地 1

【電話番号】045(825)7900【事務連絡者氏名】執行役員 経理部長 本多 純二【最寄りの連絡場所】東京都港区芝浦四丁目5番4号【電話番号】03(5476)4850【事務連絡者氏名】執行役員 経理部長 本多 純二

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第2回無担保社債(5年債) 10,000百万円

第3回無担保社債(7年債) 10,000百万円

計 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年9月7日
効力発生日	平成24年 9 月15日
有効期限	平成26年 9 月14日
発行登録番号	24 - 関東162
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 30,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合記	十額(円)	なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)

30,000百万円

(30,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限・実績合計額+償還総額・減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。) (5年債)】

「【別成先】】社良(位別社良で防へ。)			
銘柄	株式会社ニフコ第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)		
記名・無記名の別	-		
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円		
各社債の金額(円)	1億円		
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円		
発行価格(円)	額面100円につき金100円		
利率(%)	年0.426%		
利払日	毎年4月23日および10月23日		
利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成25年4月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月23日および10月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)償還期日後は本社債には利息をつけない。 2.利息の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。		
償還期限	平成29年10月23日		
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、平成29年10月23日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。		
募集の方法	一般募集		
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。		
申込期間	平成24年10月17日		
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店		
払込期日	平成24年10月23日		
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号		

	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で
	既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社
	債と同時に発行する第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含
	み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項
	が特約されている無担保社債を除く。) のために担保付社債信託法にも
財務上の特約(担保提供制限) 	とづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位
	の担保権を設定しなければならない。
	2 . 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただ
	ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第
	41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担
財務上の特約(その他の条項)	付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた
	場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨
	の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約
	をいう 。

(注)1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA(シングルA)の信用格付を平成24年10月17日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害 等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R&I:電話番号 03-3276-3511

(2)株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA(シングルA)の信用格付を平成24年10月17日付で取得している。 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示す ものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、 当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、 債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.

jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

2. 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記

名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4.財務代理人

- (1) 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成24年10月17日付本社 債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6. に定める方法によりその旨を公告する。
- 5.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2)前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は本(注)6.に定める方法によりただちにその旨を公告する。

6.公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を当社は本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の 1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注) 2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権 者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求す ることができる。
- (4)本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 8.発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9.元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

10. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 	7,000	1 . 引受人は本社債の全額につき、共同して
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,500	買取引受を行う。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	700	2 . 本社債の引受手数料
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	400	は額面100円につき
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	400	金40銭とする。
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

3【新規発行社債(短期社債を除く。)	(7年債)】	
銘柄	株式会社ニフコ第3回無担保社債(社債間限定同順位特約付)	
記名・無記名の別	-	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000,000,000円	
各社債の金額(円)	1億円	
発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円	
発行価格(円)	額面100円につき金100円	
利率(%)	年0.700%	
利払日	毎年4月23日および10月23日	
	1.利息支払の方法および期限	
	(1)本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下	
	「償還期日」という。) までこれをつけ、平成25年4月23日を第1回の	
	支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月23日および	
	10月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。 ただし、 半か年	
	に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算	
利息支払の方法 	する,	
	(2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行	
	営業日にこれを繰り上げる。	
	(3)償還期日後は本社債には利息をつけない。	
	2.利息の支払場所	
	別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。	
償還期限	平成31年10月23日	
	1.償還金額	
	額面100円につき金100円	
	2. 償還の方法および期限	
	(1)本社債の元金は、平成31年10月23日にその総額を償還する。	
	(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこ	
償還の方法	れを繰り上げる。	
	(3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄の振替機関が定	
	める業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の	
	翌日以降いつでもこれを行うことができる。	
	3. 償還元金の支払場所	
	別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。	
募集の方法	一般募集	
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金	
一个型型 (13)	には、利息をつけない。	
申込期間	平成24年10月17日	
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店	
払込期日	平成24年10月23日	

	九门立跡是開首祭
 振替機関	株式会社証券保管振替機構
]][[日][茂[六]	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
 担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産
担体	はない。
	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で
	既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社
	債と同時に発行する第2回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含
	み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項
 財務上の特約(担保提供制限)	が特約されている無担保社債を除く。) のために担保付社債信託法にも
粉末の特別(担体促供的限)	とづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位
	の担保権を設定しなければならない。
	2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただ
	ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第
	41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担
財務上の特約(その他の条項)	付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた
	場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨
	の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約
	をいう。

(注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1)株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからA(シングルA)の信用格付を平成24年10月17日付で取得している。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (http://www.r-i.co.jp/jpn/)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックして表示される「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R&I:電話番号 03-3276-3511

(2)株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからA(シングルA)の信用格付を平成24年10月17日付で取得している。 JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、 当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程 度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、 債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (http://www.jcr.co.jp/)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.

jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

2. 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

- (1) 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行(以下「財務代理人」という。)との間に平成24年10月17日付本社債財務及び発行・支払代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6. に定める方法によりその旨を公告する。
- 5.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合はこの限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

(2)前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社は本(注)6.に定める方法によりただちにその旨を公告する。

6.公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款 所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由 が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各 1 種以上の新聞紙に これを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者 集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を当社は本(注)6.に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3)本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の 1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注) 2.ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示したうえ、社債権 者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求す ることができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 8.発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

9.元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

10. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,000	1 . 引受人は本社債の全
三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社	 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 	1,500	額につき、共同して 買取引受を行う。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	700	2 . 本社債の引受手数料
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	400	は額面100円につき
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	400	金40銭とする。
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	110	19,890

(注)上記金額は、第2回無担保社債および第3回無担保社債の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,890百万円は、15,000百万円を平成25年5月に償還期限を迎える第1回無担保社債の 償還資金に、2,899百万円を後記「第三部参照情報第1参照書類1有価証券報告書及びその添付書類」の有 価証券報告書(第60期)「第一部企業情報第3設備の状況3設備の新設、除却等の計画」に記載の平成24 年度中の設備投資資金に、残額を平成24年度以降に着手を計画しているメキシコ新工場の土地、建物等の設備資 金に充当する予定であります。

EDINET提出書類 株式会社ニフコ(E02386) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

EDINET提出書類 株式会社ニフコ(E02386) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第60期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)平成24年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第61期第1四半期(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)平成24年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成24年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成24年10月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニフコ 本店

(神奈川県横浜市戸塚区舞岡町184番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 株式会社ニフコ(E02386) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

第四部【保証会社等の情報】